

区画整理反対ニュース

羽村駅西口区画整理反対の会 2018(H30)10/11 No.243

世話人

山下一夫 羽東1

—2018年(平成30年)9月市議会報告—

9月6日 山崎陽一議員 区画整理撤回要求 46弾

「人権侵害を平気で行う羽村市に、 もう住む気は無くなった」

山崎：あまりの圧力、苦しみで泣く泣く羽村市外に移転した。「もう羽村に帰る気はない。」という67歳の地権者の訴えを紹介します。

12月末、「来年になると補償額が下がる。移転しなければ補償金は出ない。」などと責められた。高齢のうえ、望まぬ事業のために家を壊し2度の引っ越しと仮住まいは無理です。市の行為は人間のやることではありません。こんな羽村に住む気は無くなりました。

市職員が来たのは最初だけで、後は公社職員が2人だけの状態でした。無責任です。体力的にも精神的にも限界で、30年1月、近隣の市に家を買って羽村を出ました。多くの権利者が異議を訴える中で住民を苦しめて追い出し、人権侵害の区画整理を進める羽村市は間違っています。人生の最後に、こんな目に合わされるとは思ってもいませんでした。

こうした訴えが他にも届いているので、以下質問します。

市に申し入れても、らちがあかず、 国や東京都、警察に訴えました

山崎：羽村大橋付近。目の前で3年間続く工事で騒音・振動被害に悩み、市に訴える地権者がいる。承知しているか。

体調の悪い家族がおり、市に配慮を要望。無視されたため東京都区画整理課に相談。都から市に連絡があったという。どのようなことか。

市長：「周辺の長期工事に対する騒音・振動等の相談が寄せられた。市に対策等を講じるように」と東京都から連絡があった。

市は「その都度、市職員が直接訪問するなど、改善や対策等に可能な限り取り組み理解を得るよう努めている。無視することなどは決してない」と報告した。

山崎：6月議会での「権利者にきちんと説明する機会、コンタクトの場所もちやんと・・・」という市長答弁を聞き、市長に面談を求めたが拒否された。何故か。警察や国土交通省に相談。担当部署から市に電話連絡があったというが。

市長：面談等を拒否しているものではない。所管する区画整理部の職員が権利者の要望等に対し責任をもって丁寧な説明に努めてきた。

福生警察署からの「権利者に対する工事関係者の対応」に関する件は、工事現場責任者等から状況を確認し、報告。権利者の苦情・要望に対し、市職員が訪問するなど改善や対策に可能な限り取り組み、理解がえられるよう努めている旨を報告。

国土交通省からの「当該権利者への市の対応」に関する件については、要望等に対し、市職員が誠意をもって丁寧に対応したと報告した。

山崎：市から平成29年以降、3回にわたり家屋調査を強要されたという。市長の言う「協議移転」答弁に矛盾しないか。

市長：基本的な流れで、調査の時期や方法の説明をしているもので、強要していない。

山崎：市の職員に「お宅の前と後ろの道路がなくなるから土地の価値が下がりますよ」と言われショックを受けた地権者がいる。人が住んでいる所の道路を廃止することは出来るのか。

石川：生活している権利をしっかりと確保していく必要があるので、通行権をしっかりと確保して整備に当たる。

山崎：下水も排水も全部道路。人が住んでいる所の道路が無くなるということは住めなくなるということ。そういうことはあり得ないですねと確認をしている。

石川：そういう事はあり得ません。そういう事がないように施工していく。

山崎：市長は「真摯な対応に努め、権利者との信頼関係の構築を念頭に、権利者の立場に寄り添い、ご意見ご意向を伺いながら、移転の協議を進めていく。市や公社の職員が移転を強要することは決してない。」と再三述べているが、市長が思っている事と、現場のずれが多すぎる。

「歳をとって、2度の移転なんてとても出来ない」

山崎：前回の答弁で、市長は「地域を通ったり、権利者からいろんな声を聞く」と述べている。地域の人と向き合って話したんですか？ いつですか？

市長：夏祭りや盆踊りでも、反対の皆さんとも会い、良き聞き手になるよう努力している。この事業について、やめるとかは考えていないが、きちんとした形で進めていく方向性を見つめていく。そういう時に、賛成の人、反対の人、また悩んでいる皆さんの意向も聞きながら方向を決定していく責務は私にあると承知している。

区画整理区域は、縄文遺跡の宝庫



東小学校の南側で、またもや約5000年前の壺と敷石遺跡が発掘された。

2018年9月21日 撮影：山崎陽一

山崎：50 ha以下の区画整理は、進めるも見直すも施行者の発議。市長が一番の責任者。その責任者が物事を担当部署に任せ、一番大事な地権者の声を直接聞かない。それが、今地権者を苦しめている。市長が言う「誠心・誠意権利者に向き合って」に齟齬が出てきている。

この事業が権利者を喜ばせていると取れる人はいない。「歳にとって2度の移転なんてとても出来ない」と、多くの人が思っている。そういう事にきちっと向き合うことが施行者の責務ではないか。

3・4・12号線の道路幅を拡幅し、24m～40mで計画 不要な土地を住民から減歩で取り上げる羽村市

山崎：3年以上前から羽村大橋付近の立体模型を要望している。いつも準備中と言うが、示すのは何時か？

市長：羽村大橋東詰交差点の構造は、東京都との協議の中で設計図面等が示された段階で作成していきたい。

山崎：羽村大橋の拡幅工事は12年後に完了。道路に接するところはどうするのか？東京都の羽村大橋の拡幅工事では、高架橋のことは設計に入っていない。それに関しては知らないと言うことだ。ところが、今の区画整理の計画では、高架橋が入っているのかいないのかもはっきりしない。立体画像なり模型が必要だ。東京都はどう思っているのか？

石川：東京都としても具体的な事業決定そして設計がなされていない段階なので、部長 確認しても現段階では、お答えできないということになる。

細谷部長：平成10年、18m～24mの計画幅員が24m～最大40mに変更された。

山崎：平成10年に高架橋設置で広げ、その計画が今生きているなら、そのまま進めればいいが、はっきりしないという事は、東京都がやるかやらないか迷っているという事か。高架橋を造るか造らないか、はっきりしていないという事か。

細谷：実際には、この計画から時間も経過している。また区画整理事業の進捗状況を見極めていく必要もあるので、立体交差、歩道設置等も含め、具体的な幅員構成は東京都も再度協議を行っていく必要があると認識している。この辺について、都も市も共通の認識と考えている。

山崎：時代も変わり、人口も減り交通量も減る。東京都の最初の高架橋計画も変わる可能性があると思うが、幅だけは24m～40m。しかもそれを減歩でまかなう。もし高架が出来なければ、無駄な土地を住民から減歩で取ったという事になる。もう少し東京都と詰めていく必要があるのではないか。

3・4・12号線は都道であり、東京都が施行すべき。用地買収では、不整形な土地が残るといふなら、国土交通省が進める「沿道型整備街路計画」や「沿道型区画整理事業」に変更することで、事業費や住民負担が大幅に減少します。

「補償は、庭木や植木、庭石、花壇など調査図面を示しながら説明した」というけれど～～～

山崎：「区画整理補償基準」には家屋以外に立ち木や庭石など細かな補償額が示されている。地権者にどう説明しているか。

市長：「建物移転費」「工作物移転費」「動産移転費」「仮住居費」「移転雑費」等の補償金額や補償内容を説明し、「立木や庭石等の補償費」では、庭木、植木、庭石、敷石及び花壇などの調査図面を示しながら、説明をしている。

「中断移転で、2度の移植費や伐採やその処分代も補償」と言うけれど～～～

山崎：立木や庭石なども中断移転となると、2度の移植になる。その場合はいくらになるという説明をちゃんとした上で、地権者と交渉をしているか？

石川部長：建物調査等をした後に、権利者に補償調書、算定調書を示し、その中で樹木の本数、庭石の数、大きさ規模など、すべて記した物を確認してもらう作業がある。木は、目の高さの太さをもって算定する。

移植せず伐採、伐根する場合は、処分代も含め補償となる。移植は仮植をして、また戻すので、2回の移植費用を見させてもらうのが基本。

— 反対の会コメント —

「公社等職員が、庭木や植木鉢まで細かく見てはいったが、補償額が、どのようにして決まったのかの説明がないので、妥当かどうか解らない」との訴えや樹木の移植費がもらえなかった例や、処分にお金がかかって困ったとの話も聞く。

*「損失補償基準表」が反対の会にあります。ご覧になりたい方は、ご連絡ください。

市に、行き先を告げず出て行く地権者。市は把握もせず

9月7日 水野義裕 議員 羽村駅西口土地区画整理事業の今後は

水野：前回の市議会で、「市外に行った地権者が何人いるか、または戻らないと決断した地権者は何人いるかは把握していない。」という話があった。そういう人たちに説明はどうやってやるのか。

石川部長：「自分から羽村から出て、ここに行くよ」という人もいるし、行き先を告げない方もいる。様々な状況があり、全てについて把握できているかという点、把握できていない部分もある。

区画整理に、5議員がNO!! 見直しを求めています。

「仮換地指定」には、行政不服審査請求で対応しましょう